

第六條 加盟ヲ勧誘シ或ハ加盟申シテ諾否ヲ決スル場合ハ加盟組合ニ分ニ以上ノ同意アルコトヲ要ス

第七條 加盟組合ハ何時ニモ脱退スルコトヲ得ルモノトス但シテ月前本部ニ申出スルコト

第八條 本會ハ加盟組合對シニ分ニ以上ノ同意ヲ以テ脱退ヲ勸告シ或ハ除名スルコトアルベシ

第九條 本規約第七條及第八條ニ依リ脱退シ或ハ除名サレタル団体ハ既ニ拂込タル會費及其他ノ繰出金ノ返戻ヲ請求スルコトヲ得ズ

第三章 機関

第十條 本會ハ會ヲ分テ左ノ二種トス

- (一) 代議員會
- (二) 理事會

ノ代議員及理事會ノ決議ハ常任理事之ヲ執行ス

一 代議員ハ加盟組合ヨリ各三名ヲ選出スルモノトス
二 理事ハ各組合代議員中ヨリ一名五選スルモノトス

三 常任理事ハ理事中ヨリ五選スルモノトス
四 會計係ハ常任理事中ヨリ五選シ財産管理出納ヲ掌ルモノトス

五 會計検査役ハ代議員中ヨリ三名ヲ五選スルモノトス
又役員ノ任期ハ總テ一年トス

第四章 會計

第十一條 本會ハ會費ハ毎月三回トシ前月末日迄ニ納入スルモノトス

第十二條 本會ハ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月末迄トシ會計検査役審査ヲ經テ之ヲ報告スルモノトス